

<h1 style="margin: 0;">全法労協 だより</h1>	2010年 4月30日 No.77	<h2 style="margin: 0;">法律司法関連業種に働く仲間の 2010年要求と実態調査アンケート 特集号</h2>
	<p style="margin: 0;">全国法律関連労組連絡協議会 東京都千代田区鍛冶町2-9-1 協和ビル4階 法律会計特許一般労組気付(〒101-0044) TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281 ホームページ http://www.hou-kan.com/</p>	

法律・司法関連業種に働く仲間の2010年要求と実態調査アンケート 全国集計結果 (回答者数1,741名)

全法労協が2009年末から法律・司法関連業種に働く仲間と呼びかけて取り組んできた「2010年要求と実態調査アンケート」に47都道府県1,741名の回答が寄せられました。ご回答をいただいた皆さんとアンケート対話活動を積極的に取り組んでいただいた仲間の皆さんに心から感謝申し上げます。

全法労協はこのアンケート結果などをもとに、日弁連などの関係業種団体や厚生労働省、最高裁判所に対して、労働条件の改善・向上や業務研修制度の確立・充実を求めて要請・申入れを行う予定です。

■ 職場の労働条件のうち、改善したいものを、重視しているものから「4つまで」選んで下さい。

	全 体		組合加入		組合未加入	
	①	人数	人数	割合	人数	割合
賃金の引き上げ	①	977	359	64.5%	613	52.9%
手当の拡充	③	324	122	21.9%	199	17.2%
社会保険への加入		220	15	2.7%	③	205
完全週休2日制の実施		129	75	13.5%	54	4.7%
有給休暇の完全取得・増加	②	561	②	144	412	35.6%
残業を減らす		178	⑤	88	88	7.6%
人員の増加	④	310	③	143	163	14.1%
リフレッシュ休暇の実施	⑤	273	83	14.9%	⑤	188
退職金制度の確立		212	48	8.6%	163	14.1%
介護休暇制度の確立		145	83	14.9%	62	5.4%
パワハラ防止		213	85	15.3%	125	10.8%
定期健康診断の実施		155	14	2.5%	140	12.1%
定年の延長		83	57	10.2%	26	2.2%
定年後の雇用確保と労働条件の拡充		120	72	12.9%	48	4.1%

*組合加入または組合未加入の方の回答が10%を超えている項目についてのみ記載しています。

■ あなたの現在の賃金(給料)は月額いくらですか(通勤手当を除く総支給額)。 NA:無回答

	全 体		組合加入		組合未加入	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
5万円未満	4	0.2%	1	0.2%	3	0.3%
5万円以上 10万円未満	61	3.5%	1	0.2%	60	5.2%
10万円以上 15万円未満	120	6.9%	16	2.9%	100	8.6%
15万円以上 20万円未満	466	26.8%	82	14.7%	373	32.2%
20万円以上 25万円未満	516	29.6%	156	28.0%	355	30.7%
25万円以上 30万円未満	246	14.1%	99	17.8%	147	12.7%
30万円以上 35万円未満	144	8.3%	81	14.5%	62	5.4%
35万円以上 40万円未満	67	3.8%	48	8.6%	18	1.6%
40万円以上 45万円未満	46	2.6%	38	6.8%	8	0.7%
45万円以上 50万円未満	22	1.3%	16	2.9%	6	0.5%
50万円以上	18	1.0%	13	2.3%	5	0.4%
NA	31	1.8%	6	1.1%	21	1.8%

■ あなたの2009年の年収(見込み)はいくらですか。

	全 体		組合加入		組合未加入	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
100万円未満	60	3.4%	9	1.6%	51	4.4%
100万円以上 125万円未満	40	2.3%	3	0.5%	36	3.1%
125万円以上 150万円未満	36	2.1%	1	0.2%	35	3.0%
150万円以上 175万円未満	29	1.7%	6	1.1%	21	1.8%
175万円以上 200万円未満	63	3.6%	14	2.5%	47	4.1%
200万円以上 225万円未満	84	4.8%	10	1.8%	72	6.2%
225万円以上 250万円未満	87	5.0%	21	3.8%	65	5.6%
250万円以上 275万円未満	84	4.8%	16	2.9%	66	5.7%
275万円以上 300万円未満	151	8.7%	29	5.2%	120	10.4%
300万円以上 350万円未満	276	15.9%	69	12.4%	204	17.6%
350万円以上 400万円未満	219	12.6%	61	11.0%	156	13.5%
400万円以上 450万円未満	180	10.3%	64	11.5%	115	9.9%
450万円以上 500万円未満	91	5.2%	51	9.2%	40	3.5%
500万円以上 550万円未満	87	5.0%	46	8.3%	41	3.5%
550万円以上 600万円未満	49	2.8%	35	6.3%	14	1.2%
600万円以上 650万円未満	47	2.7%	41	7.4%	6	0.5%
650万円以上 700万円未満	26	1.5%	21	3.8%	5	0.4%
700万円以上 800万円未満	43	2.5%	31	5.6%	12	1.0%
800万円以上 900万円未満	18	1.0%	15	2.7%	3	0.3%
900万円以上 1000万円未満	6	0.3%	3	0.5%	3	0.3%
1000万円以上	3	0.2%	1	0.2%	2	0.2%
NA	62	3.6%	10	1.8%	44	3.8%

~~~~ 回答者について ~~~~

- ◆組合 加入 557名(32.0%), 未加入 1158名(66.5%) ◆性別 男性 208名(11.9%), 女性 1528名(87.8%)
- ◆年齢 20歳未満 3名, 20~25歳 73名(4.2%), 25~30歳 326名(18.7%), 30~35歳 400名(23.0%), 35~40歳 307名(17.6%), 40~45歳 206名(11.8%), 45~50歳 166名(9.5%), 50~55歳 132名(7.6%), 55~60歳 70名(4.0%), 60歳以上 45名(2.6%)
- ◆勤続年数 ~1年 196名(11.3%), ~2年 186名(10.7%), ~5年 278名(16.0%), ~10年 432名(24.8%), ~15年 227名(13.0%), ~20年 139名(8.0%), ~25年 100名(5.7%), 25年~110名(6.3%)
- ◆勤務形態 正職員 1518名(87.2%), パート・アルバイト 155名(8.9%), 派遣職員 7(0.4%), その他 38名(1.3%)

■ あなたは、2009年にいくら賃金引上げがありましたか。

|                |     |       |
|----------------|-----|-------|
| 賃下げ            | 8   | 0.5%  |
| 0円             | 343 | 22.6% |
| 1~2,500円       | 114 | 7.5%  |
| 2,501~5,000円   | 413 | 27.2% |
| 5,001~7,500円   | 111 | 7.3%  |
| 7,501~10,000円  | 315 | 20.8% |
| 10,001~15,000円 | 23  | 1.5%  |
| 15,001~20,000円 | 29  | 1.9%  |
| 20,001~30,000円 | 8   | 0.5%  |
| 30,001円~       | 10  | 0.7%  |
| NA             | 367 | 24.2% |

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 2   | 0.4%  | 6   | 0.6%  |
| 89  | 17.3% | 253 | 25.6% |
| 40  | 7.8%  | 73  | 7.4%  |
| 114 | 22.2% | 296 | 29.9% |
| 64  | 12.5% | 46  | 4.6%  |
| 124 | 24.2% | 189 | 19.1% |
| 12  | 2.3%  | 11  | 1.1%  |
| 6   | 1.2%  | 23  | 2.3%  |
| 2   | 0.4%  | 6   | 0.6%  |
| 3   | 0.6%  | 7   | 0.7%  |
| 101 | 19.7% | 248 | 25.1% |

(時給の方)

|          |    |       |
|----------|----|-------|
| 0円       | 96 | 43.0% |
| 1~50円    | 37 | 16.6% |
| 51~100円  | 6  | 2.7%  |
| 101~200円 | 1  | 0.4%  |
| 201円~    | 3  | 1.3%  |

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 23 | 52.3% | 73 | 43.5% |
| 9  | 20.5% | 28 | 16.7% |
| 3  | 6.8%  | 3  | 1.8%  |
| 0  | 0.0%  | 1  | 0.6%  |
| 0  | 0.0%  | 3  | 1.8%  |

■ あなたは、いまの生活を改善するためにいくら賃金引上げが必要と感じていますか (月額)。

|                 |     |       |
|-----------------|-----|-------|
| 100,001円~       | 6   | 0.3%  |
| 90,001~100,000円 | 30  | 1.7%  |
| 80,001~90,000円  | 1   | 0.1%  |
| 70,001~80,000円  | 9   | 0.5%  |
| 60,001~70,000円  | 5   | 0.3%  |
| 50,001~60,000円  | 8   | 0.5%  |
| 40,001~50,000円  | 227 | 13.0% |
| 30,001~40,000円  | 32  | 1.8%  |
| 20,001~30,000円  | 261 | 15.0% |
| 10,001~20,000円  | 226 | 13.0% |
| 1~10,000円       | 391 | 22.5% |
| 0円              | 124 | 7.1%  |
| NA              | 421 | 24.2% |

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 5   | 0.9%  | 0   | 0.0%  |
| 11  | 2.0%  | 19  | 1.6%  |
| 1   | 0.2%  | 0   | 0.0%  |
| 1   | 0.2%  | 8   | 0.7%  |
| 3   | 0.5%  | 2   | 0.2%  |
| 4   | 0.7%  | 4   | 0.3%  |
| 103 | 18.5% | 124 | 10.7% |
| 7   | 1.3%  | 24  | 2.1%  |
| 111 | 19.9% | 149 | 12.9% |
| 75  | 13.5% | 149 | 12.9% |
| 114 | 20.5% | 273 | 23.6% |
| 24  | 4.3%  | 99  | 8.5%  |
| 98  | 17.6% | 307 | 26.5% |

■ 賃上げについて話し合いをする (交渉したり要望を伝える) 機会がありますか。

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 必ずある    | 331 | 19.0% |
| 要望すればある | 420 | 24.1% |
| あまりない   | 155 | 8.9%  |
| まったくない  | 513 | 29.5% |
| わからない   | 235 | 13.5% |
| その他     | 10  | 0.6%  |
| NA      | 77  | 4.4%  |

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 252 | 45.2% | 77  | 6.6%  |
| 184 | 33.0% | 232 | 20.0% |
| 26  | 4.7%  | 128 | 11.1% |
| 39  | 7.0%  | 470 | 40.6% |
| 31  | 5.6%  | 198 | 17.1% |
| 5   | 0.9%  | 5   | 0.4%  |
| 20  | 3.6%  | 48  | 4.1%  |



《有給休暇について》

■ 2009年の年次有給休暇の取得日数について

|        |     |       |     |       |     |       |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 0日     | 205 | 11.8% | 20  | 3.6%  | 183 | 15.8% |
| 1～2日   | 145 | 8.3%  | 29  | 5.2%  | 115 | 9.9%  |
| 3～4日   | 204 | 11.7% | 55  | 9.9%  | 145 | 12.5% |
| 5～7日   | 283 | 16.3% | 89  | 16.0% | 190 | 16.4% |
| 8～10日  | 299 | 17.2% | 102 | 18.3% | 192 | 16.6% |
| 11～15日 | 232 | 13.3% | 96  | 17.2% | 136 | 11.7% |
| 16～20日 | 170 | 9.8%  | 82  | 14.7% | 88  | 7.6%  |
| 21日以上  | 104 | 6.0%  | 59  | 10.6% | 44  | 3.8%  |
| NA     | 99  | 5.7%  | 25  | 4.5%  | 65  | 5.6%  |

■ 年次有給休暇の取得について

|           |     |       |     |       |     |       |
|-----------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| とりにくい     | 708 | 40.7% | 287 | 51.5% | 411 | 35.5% |
| とりにくい     | 509 | 29.2% | 108 | 19.4% | 398 | 34.4% |
| どちらともいえない | 400 | 23.0% | 140 | 25.1% | 257 | 22.2% |
| わからない     | 79  | 4.5%  | 14  | 2.5%  | 62  | 5.4%  |
| NA        | 45  | 2.6%  | 8   | 1.4%  | 30  | 2.6%  |

《時間外労働について》

■ 時間外労働は増えましたか

|       |      |       |     |       |     |       |
|-------|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 増えた   | 314  | 18.0% | 102 | 18.3% | 208 | 18.0% |
| 変わらない | 1051 | 60.4% | 310 | 55.7% | 728 | 62.9% |
| 減った   | 304  | 17.5% | 126 | 22.6% | 177 | 15.3% |
| NA    | 72   | 4.1%  | 19  | 3.4%  | 45  | 3.9%  |

■ 時間外労働は平均何時間ですか（1か月）。

|               |     |       |     |       |     |       |
|---------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| ほとんどない        | 705 | 40.5% | 162 | 29.1% | 532 | 45.9% |
| 10時間未満        | 493 | 28.3% | 181 | 32.5% | 306 | 26.4% |
| 10時間以上 20時間未満 | 269 | 15.5% | 106 | 19.0% | 160 | 13.8% |
| 20時間以上 30時間未満 | 136 | 7.8%  | 60  | 10.8% | 75  | 6.5%  |
| 30時間以上 40時間未満 | 50  | 2.9%  | 21  | 3.8%  | 29  | 2.5%  |
| 40時間以上 50時間未満 | 22  | 1.3%  | 7   | 1.3%  | 14  | 1.2%  |
| 50時間以上 80時間未満 | 12  | 0.7%  | 5   | 0.9%  | 7   | 0.6%  |
| 80時間以上        | 2   | 0.1%  | 1   | 0.2%  | 1   | 0.1%  |
| わからない         | 18  | 1.0%  | 4   | 0.7%  | 14  | 1.2%  |
| NA            | 34  | 2.0%  | 10  | 1.8%  | 20  | 1.7%  |

■ 不払い時間外労働（1か月平均）はありますか。

|               |      |       |     |       |     |       |
|---------------|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| ない            | 1439 | 82.7% | 489 | 87.8% | 931 | 80.4% |
| 5時間未満         | 94   | 5.4%  | 18  | 3.2%  | 75  | 6.5%  |
| 5時間以上 10時間未満  | 43   | 2.5%  | 8   | 1.4%  | 35  | 3.0%  |
| 11時間以上 20時間未満 | 26   | 1.5%  | 4   | 0.7%  | 22  | 1.9%  |
| 21時間以上 30時間未満 | 22   | 1.3%  | 6   | 1.1%  | 16  | 1.4%  |
| 30時間以上        | 10   | 0.6%  | 3   | 0.5%  | 7   | 0.6%  |
| わからない         | 61   | 3.5%  | 8   | 1.4%  | 51  | 4.4%  |
| NA            | 46   | 2.6%  | 21  | 3.8%  | 21  | 1.8%  |

《健康状態について》

■ 仕事に対する疲労感はいかがですか。

|          |      |       |     |       |     |       |
|----------|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 毎日とても疲れる | 486  | 27.9% | 186 | 33.4% | 294 | 25.4% |
| たまに疲れる   | 1128 | 64.8% | 345 | 61.9% | 766 | 66.1% |
| 全く疲れない   | 109  | 6.3%  | 19  | 3.4%  | 89  | 7.7%  |
| NA       | 18   | 1.0%  | 7   | 1.3%  | 9   | 0.8%  |

■ 精神的疾患（メンタルヘルス）に対する不安はありますか。

|           |     |       |     |       |     |       |
|-----------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 全くない      | 652 | 37.4% | 182 | 32.7% | 462 | 39.9% |
| 多少不安がある   | 819 | 47.0% | 299 | 53.7% | 512 | 44.2% |
| かなり不安である  | 202 | 11.6% | 54  | 9.7%  | 143 | 12.3% |
| 通院・治療中である | 36  | 2.1%  | 16  | 2.9%  | 20  | 1.7%  |
| NA        | 32  | 1.8%  | 6   | 1.1%  | 21  | 1.8%  |

■ その理由・その他職場の状況などについて

- 他の人も忙しいので、自分の悩みや不調などを話にくい。弁護士に何に困っているかを伝えるがなかなか伝わらない。
- 医師からは仕事等のストレスからくる胃炎と診断され、1年以上通院、服薬を続けている。精神的にすごくイライラすることもあり、かなり辛い。
- 仕事の内容的に、精神的なストレスを受けやすい職種であるが、経営者には労働者の身体・精神の健康を守るといふ意識があまり感じられず、十分な対策が講じられていない。
- 1対1の職場のため、弁護士の公私混同が激しく、ヒステリックになり、八つ当たりされる等が多い。弁護士に社会常識があまりないため、困惑させられることばかりのため。

《雇用について》

■ 定年制度はありますか。

|       |     |       |     |       |     |       |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| ある    | 676 | 38.8% | 364 | 65.4% | 304 | 26.3% |
| ない    | 326 | 18.7% | 91  | 16.3% | 232 | 20.0% |
| わからない | 685 | 39.3% | 82  | 14.7% | 593 | 51.2% |
| 現在検討中 | 22  | 1.3%  | 13  | 2.3%  | 9   | 0.8%  |
| NA    | 32  | 1.8%  | 7   | 1.3%  | 20  | 1.7%  |

■ また、それは何歳ですか。

|        |     |       |     |       |     |       |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| ～59歳   | 9   | 0.5%  | 0   | 0.0%  | 9   | 0.8%  |
| 60歳    | 534 | 30.7% | 302 | 54.2% | 227 | 19.6% |
| 61～65歳 | 87  | 5.0%  | 42  | 7.5%  | 44  | 3.8%  |
| 66歳～   | 3   | 0.2%  | 1   | 0.2%  | 2   | 0.2%  |

■ 再雇用制度はありますか。

|       |     |       |     |       |     |       |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| ある    | 289 | 16.6% | 200 | 35.9% | 86  | 7.4%  |
| ない    | 426 | 24.5% | 149 | 26.8% | 276 | 23.8% |
| わからない | 913 | 52.4% | 161 | 28.9% | 737 | 63.6% |
| 現在検討中 | 44  | 2.5%  | 30  | 5.4%  | 14  | 1.2%  |
| NA    | 69  | 4.0%  | 17  | 3.1%  | 45  | 3.9%  |

■ また、それは何年ですか。

|     |     |      |     |       |    |      |
|-----|-----|------|-----|-------|----|------|
| 1年  | 17  | 1.0% | 14  | 2.5%  | 2  | 0.2% |
| 2年  | 4   | 0.2% | 1   | 0.2%  | 3  | 0.3% |
| 3年  | 15  | 0.9% | 8   | 1.4%  | 7  | 0.6% |
| 4年  | 4   | 0.2% | 3   | 0.5%  | 1  | 0.1% |
| 5年  | 145 | 8.3% | 112 | 20.1% | 33 | 2.8% |
| 6年～ | 1   | 0.1% | 0   | 0.0%  | 1  | 0.1% |

《生活実感について》

■ 支出の抑制はしていますか。

|           |     |       |     |       |     |       |
|-----------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| かなりしている   | 452 | 26.0% | 128 | 23.0% | 320 | 27.6% |
| 多少している    | 928 | 53.3% | 308 | 55.3% | 607 | 52.4% |
| あまりしていない  | 262 | 15.0% | 90  | 16.2% | 169 | 14.6% |
| ほとんどしていない | 65  | 3.7%  | 20  | 3.6%  | 44  | 3.8%  |
| わからない     | 10  | 0.6%  | 3   | 0.5%  | 6   | 0.5%  |
| NA        | 24  | 1.4%  | 8   | 1.4%  | 12  | 1.0%  |

■ 具体的に切りつめているもの（減らしているもの）を「3つまで」選んでください。

|        |     |       |     |       |     |       |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 趣味・娯楽費 | 964 | 55.4% | 324 | 58.2% | 625 | 54.0% |
| 文化・教養費 | 316 | 18.2% | 160 | 28.7% | 155 | 13.4% |
| 貯蓄     | 522 | 30.0% | 205 | 36.8% | 312 | 26.9% |
| 自分の小遣い | 550 | 31.6% | 165 | 29.6% | 378 | 32.6% |
| 家族の小遣い | 69  | 4.0%  | 26  | 4.7%  | 43  | 3.7%  |
| 食費     | 523 | 30.0% | 150 | 26.9% | 360 | 31.1% |
| 衣料品    | 725 | 41.6% | 166 | 29.8% | 552 | 47.7% |
| 住まいの費用 | 162 | 9.3%  | 46  | 8.3%  | 114 | 9.8%  |
| 子供の教育費 | 11  | 0.6%  | 4   | 0.7%  | 7   | 0.6%  |
| 耐久消費財  | 182 | 10.5% | 59  | 10.6% | 121 | 10.4% |

■ 具体的な生活の変化やお困りの点がありましたらお書き下さい。

- 総額（給料）が増えても手取りは全く増えない。むしろ減ることもあり、公団住宅のため家賃と保育料は大幅に上がる。大変困っている。
- 息子が4月から私立の高校に通うことになっている、学費をどう払っていかうか副業を考えている。
- 昨年子どもを保育園に入れているが、保育料とその交通費で月々7万円の出費があり、出産前に比べて大変になった。
- 医療費が払えず、治療を中断せざるを得なかった。
- 実家暮らしのため今の給与で何とかやっているが、自立したくても今の収入では難しい。貯蓄もあまりない。
- 美容院に行かなくなった。化粧品の購入をひかえる。外食をしない。
- 自宅の老朽化につき、あちこち修繕が必要となっているが、両親が高齢で年金生活のため、修繕費用が捻出できない。

■ 「女性が働きやすい職場」に必要な条件について、上記（1）の選択肢から「5つまで」選んでください。

|                |      |       |     |       |     |       |
|----------------|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 賃金の引き上げ        | 248  | 14.2% | 67  | 12.0% | 181 | 15.6% |
| 社会保険への加入       | 172  | 9.9%  | 22  | 3.9%  | 150 | 13.0% |
| 勤務時間の短縮        | 202  | 11.6% | 68  | 12.2% | 132 | 11.4% |
| 有給休暇の完全取得・増加   | 323  | 18.6% | 72  | 12.9% | 247 | 21.3% |
| 残業を減らす         | 216  | 12.4% | 67  | 12.0% | 146 | 12.6% |
| 育児休業制度の確立      | 1020 | 58.6% | 331 | 59.4% | 675 | 58.3% |
| 有給による育児時間制度の確立 | 567  | 32.6% | 202 | 36.3% | 358 | 30.9% |
| 介護休暇制度の確立      | 349  | 20.0% | 120 | 21.5% | 222 | 19.2% |
| 看護休暇制度の確立      | 290  | 16.7% | 118 | 21.2% | 170 | 14.7% |
| 生理休暇の確立        | 442  | 25.4% | 206 | 37.0% | 229 | 19.8% |
| 産前・産後休暇制度の確立   | 826  | 47.4% | 263 | 47.2% | 553 | 47.8% |
| 男女差別をなくす       | 255  | 14.6% | 108 | 19.4% | 143 | 12.3% |
| セクハラ防止         | 317  | 18.2% | 135 | 24.2% | 178 | 15.4% |

\*組合加入または組合未加入の方の回答が10%を超えている項目についてのみ記載しています。

■ 職場や地域での問題や全法労協、労働組合に対するご意見、ご要望などをご自由にお書き下さい。

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律 | 働かない生活保護の方のほうが収入が多いのを見ると、その方々を破産させようと準備している自分に虚しさを感じる時があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 法律 | 特に有給休暇の実施について、弁護士会から弁護士へ強く言ってほしいと思いますが、そのためにもサークルや労組からの働きかけが大切だと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 法律 | 年齢・学歴に合った収入が得られることは絶対ないと諦めて、その日その日の生活のために働いています。いつになったら人並みの生活ができるのでしょうか。弁護士天国、日本。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 法律 | 特に、地方の個人事務所では、本来の法律事務所の仕事と、プライベートな頼まれごとの境があまりなく、「こんなことまで」と思うような雑務が多くなってしまいます。中央・都市部での事務所の実態や情報(事務員の待遇等に関し)が特に、経営者である弁護士に届くようにしてもらえると有難いのですが。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 法律 | 年1回は健康診断を受けさせるように、日弁連あたりから全事務所に通達してほしい。労基法では受けさせることになっているのに。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 法律 | 去年のアンケートにも書きましたが、職場の環境は以前よりも悪化しています。事務所は弁護士(78歳)と奥さん(75歳)、先輩事務員、私、週1で来る奥さんの姪御さん(50代)でやっています。夫婦の出勤時間は9時半過ぎ。それなのに私たちには8時前の出勤を強要します。求人では8:30~5:30となっていたのに、実際は7:45~6:00です。残業代はつきません。奥さんの私的な買い物に付き合わされることもしょっちゅうです。夏期7日と冬期5日以外の有休はありません。常に威圧的で、奥さんに嫌われたらいじめられます。現在妊娠中なので、胎児への影響を考え一刻も早く辞めたいですが、生活のために続けています。毎日が嫌で嫌でたまりません。先輩事務員はうつ病を患っています。夫婦は本当に自分達のことしか考えておらず、時代錯誤も甚だしい、法律事務所とは思えない最低な事務所です。 |
| 法律 | 他の従業員がめいっぱい残業していれば、育休中だからといって先に帰るのは気が引けます。職場に余裕があって、子供の急病等で休むことが可能な雰囲気も大切だと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 法律 | 仕事をしながら子どもを生み育てることが可能な環境が必要だと思います。それには制度の充実のみならず上司である弁護士の意識改革が必要かと思われます。弁護士は自分がもらえるお金について少しでももらえる方向で細かく検討するが、自分から出ていくお金については出し渋る。人としては当然だと思うが、経営者としてはどうかと思う。事務所を営むものとしての研修、人を雇うものとしての研修を受けるべきだと思う。弁護士の「自分の事務所は周りよりも待遇が良いはずだ」という思い込みはあらためてほしい。実際の仕事にあわせて賃金を決定して欲しい。また、事務員ごとに待遇が違うのは良くないと思う。どこか基準を決めて統一すべきだと思う。                                                                             |
| 法律 | 正職員ではあるが、身分が不安定であることを感じる。自己都合の退職ということになっていても、実際には「退職して欲しい」と言われ、退職した同僚がいたので、自分もいつかそうなるのかもとの不安がある。給与、待遇の面からみれば、家庭の中に他に働き手がいることが前提となっていると思うが、たまに定時に帰ると「用事があるのか」等聞かれたり、定時後に新たな仕事の指示があったり、帰り仕度をしていても確認や報告を求められたり非常に帰りづらく、家庭との両立に困難を感じることもある。また、子育て中の同僚のなかには、働きにくさを感じているものもいると思う。                                                                                                               |
| 法律 | 昨年事務職員能力認定試験に合格し、弁護士に報告したところ、弁護士の当該制度に対する認識が全く無かったため、非常に残念に思う。弁護士も含め、世間に広くこの制度を認めていただくことを切望する。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 法律 | 雇用契約書に社会保険の加入が記載されているにもかかわらず、負担分を支出したくないとの理由で加入を断ってきた。税理士に年末調整分費用を支払うのがもったいないから、自分で申告するよう言われたので、申告時期に手続のため半休を申し出たところ許可されなかった。ボーナスも車検の費用を理由に支払いを拒まれた。このような事務所は結構あるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                  |
| 法律 | 1対1の職場なので代わりがなく、通院や親の急病のときに突然休むのが難しいのが悩みです。また同じ事務員として相談できる相手、愚痴を言う相手がないのは時としてストレスですが、庶務に関してはだいたい一人でできることがラクでもあります。                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|    |                                                                                                                                                                                                                              |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律 | 弁護士が人を雇うことについて常識がなさすぎると思うので、まず他人を事務所に入れるなら最低限学ばねばならないことを学ばせるべきだと思います。そういう場を設けるのは難しいのでしょうか…。                                                                                                                                  |
| 法律 | 社会保険(厚生年金等)を必ず入るようにしてほしいです。今の所は、労災のみありますが、年金や保険は全て自己負担なので大変です。小さな子を抱えているので、上にも相談しましたが、個人事務所のため経費がかかると反対されました。弁護士も国保ですが、収入の額が違いますし、保険も違います。せめて事務の人にも最低限の社保等はつけてほしいです。                                                         |
| 法律 | 何の対策もせず、景気が悪いという理由だけで事務職員を解雇され、長期間働いた事も考慮してもらえず、人材の使い捨てが行われている現状を知って頂きたい。                                                                                                                                                    |
| 法律 | 事務職員の人権を確保してほしい。弁護士会や日弁連に弁護士の教育をしてほしい。(弁護士は自分1人で仕事している訳ではないのに、あまりに職員を軽く扱すぎだと思う)                                                                                                                                              |
| 法律 | 弁護士が業務以外の個人的な作業まで事務員にやらせるのはどうかと思う。そのクセ、イソ弁にやらせるべき仕事まで事務員にやらせ、負担を増やす。                                                                                                                                                         |
| 法律 | 弁護士会を通して加入おすすりめ等のお知らせは入ってくるが、最終的には個々の事務所にまかせてあるだけなので、事業主が加入や実施しなければ、それまでとなっている。もっと加入を強制するや、報告・調査するなどの体制を強化しないと、この業界はどこも小さい事務所単位で労組なども整っているはずもなく、法の順守を提言する立場の職業的にもいかなものかと思うときがある。会としてもっと積極的に介入してほしい。                          |
| 法律 | 業界全体の賃金ベースが低すぎる。専門的知識も必要で、ストレスの多い職種であるにもかかわらず、事務員の地位はあまりにも低い。業界全体として事務員の地位が向上するような運動や働きかけを是非進めてもらいたい。                                                                                                                        |
| 法律 | 特殊な業界と思い、個人事務所で家族の中で働くという事も仕方ないと諦めていたけれど、老弁護士の妻が事務から退き、嫁弁護士の夫であり、老弁護士の息子が経理をするため、事務所に出る事になった。世間に出た事のない、働いた事のない我がまま息子で、職務も理解していないので仕事がやりにくくなり迷惑。精神的にも辛い。やめたいと思う事も。どこにも相談できず、誰にも相談できない。                                        |
| 法律 | 事務員の地位はかなり低いと思います。認定制度ではなく資格にするべきだったと感じます。よく弁護士と事務員は医者と看護師のように言われますが、収入も地位も全く違います。事務員はただの雑用。だから収入も低いのでしょうか。弁護士の助手ではなく雑用係のままでは、一向に仕事はできません。事務員の多くは不満に思っているはずで、日弁連の偉い方は弁護士では、この体制は全く変わりません。                                    |
| 法律 | 毎年このアンケートを回答している時間は、自分の労働環境について再認識できるいい機会になっています。私は、とてもいい事務所で勤務できていて幸せですが、そうでない事務所の事務員さんがよい環境で仕事ができるといいなと思っています。このアンケート結果をもとに弁護士と交渉できるようにであれば、そのためにもたくさんの回答を寄せてほしいと思っています。直接交渉できない場合、他の事務所の様子を弁護士に見てもらっただけでも、変革のチャンスになりませんか。 |
| 法律 | 仕事内容、賃金、労働時間等の環境について、恵まれていると思います。欲を言えばきりがありませんが、資格取得の為の機会や士業職員の交流会がより多くあると仕事により張りが出て良いなと感じています。                                                                                                                              |
| 法律 | ・サービス残業が多いのに残業代の支払いはありません。<br>・週休2日制を完全化させてほしい。<br>・弁護士に要求しようと思っても、労基法の最低ラインを提示され、何も言えない。                                                                                                                                    |
| 法律 | 個人事務所なので就業規則もなく、育休などだれもとったことのない中、2人の子供の時に、事務所で初めて取得しました。絶対に認められないと思いましたが、けっこうすんなり認められ、やはり自分の主張はダメもとてもすべきだと思いました。                                                                                                             |
| 法律 | 休みも取りづらるので、とてもじゃないが、育休・産休など言い出せない。ご家族の私用をたのまれることが多い。                                                                                                                                                                         |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律 | <p>私事で、こんなことを書くのは申し訳ないのですが、誰にも話すことができず、ここに記載することで、少しでも気が落ち着けばと(勝手ですみません)。私は、数年前子供一人抱え、身一つで離婚しましたが、今の職場とは縁があり、採用していただきました。しかし、個人事業主のため雇用契約ももちろんなし、当初の約束とは全く違うものでした。試用期間3ヶ月間、その後、正社員にという約束も、実際は2年時給で働いてからだったので、去年の1月からやっと正職になれました。正職になれるため頑張ってきたのに、社保もなし、今迄と何ら変わりもなく国保のままです。もちろん有休も子供関係のこと以外で休むことはなく、有休も取りづらいです。一番辛いのは先生の奥様です。事務職以外の仕事がとても多いです。自宅と事務所が一緒だった頃は本当に悲惨でした。奥様との相性が悪く、辞めていかれる方がほとんどです。今は自宅を引越されたので随分楽にはなりましたが。庭の手入れから始まり、3階建ての事務所の掃除、木を切ったり…中でも年末大掃除が一番大変で、それらをほとんど全て私一人でやらなくてははいけません。うちの事務員は私ともう一人は先生の親族の方なので、必然的に私に負担がきます。仕事も私の担当ではない雑務は全て私がやる状態です。私には子供がいるので辞めたくても辞めれないので我慢しています。法律事務所なのに？とよく思います。</p> |
| 法律 | <p>私が勤務している事務所だけなのでしょうが、夫婦(両者とも弁護士)で家業の様に事務所が存在しています。事業主としての自覚がないのか、仕事はほとんど事務局が行っており、書類の作成等も事務局がほとんどです。チェックをするのも適当にしている様子。弁護士と事務員との仕事の境界線を統一してもらえたらと思います。それぞれの事務所でやり方が違うのは仕方ないとは思いますが、弁護士の仕事と事務員の仕事との別れ目が事務所によって違うのはどうなのでしょう。個人事務所ではそれぞれの中の事が表に出にくく、弁護士のやりたい放題でいいのでしょうか。勤務状況についても事務員から弁護士へ言いたいことも言えない所も多いのではないのでしょうか。事業主だから全て許される訳ではないと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 法律 | <p>社保完備、産休・育休制度。基本的には、勤務している事務所は安心です。とにかく所長が優しいので。しかし、やはりこれから先のことを考えると、上記の面だけ不満・不安があります。子どもができたらずめないといけない。子どもができたらずめない分、我慢しないといけないかなとか考えてしまいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 法律 | <p>個人経営の一般的な会社も同じかもしれませんが、私の勤めている事務所もボスが一人いらっやって、イン弁、事務局がいます。今は先生がとってもお元気なので活気があり充実していますが、この先、お年をとられて、入院などということがあり、先生が事務所に来ることができなくなってしまうらと考えるととても不安です。そんな先のことを考えてみてもどうにもならない事かもしれませんが、私は今、30才で先生は50才くらいです。最近、「年のせいか疲れる」ともおっしゃっており、なんとなく不安です。とても不安と書きましたが、時々とても不安にもかわります。普通の会社だと親→子という代わりもあるときいていますが、法律事務所はどうなのでしょう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 法律 | <p>とりあえず研修制度を充実させてほしいです。この前の認定試験は学生の受験勉強の延長のようなものになってしまったような気がします。自分の気持ちの持ちようかもしれませんが、地域単位での勉強会があればと思います。(初級等のもの)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 法律 | <p>ヨーロッパのように、男女ともに時短が取れて育児ができるような社会は必然的に男性も働きやすい社会なんだろうと思います。家族みんなで夕食が囲めるような社会であればと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 法律 | <p>有給休暇は明示してもらいたい。でない取得不可能。求められている、また、実際こなしている仕事のワリに、賃金が安すぎる。事務員を低く扱いすぎ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 法律 | <p>狭い事務所、昼休みも弁護士の姿をきにしながらかし食をとるので、全く休んだ気がしない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 法律 | <p>社会保険の強制加入を推進してほしい。社会保険に入っていないから、働き続けるのは難しい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 法律 | <p>事務職員倫理を充実してほしい。初級研修を実施してほしい(電話対応の仕方、書類作成の仕方等)。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 法律 | <p>1歳6ヶ月の子供がいます。家族が大変協力的なのでフルタイムで勤務できていますが、やはり子供が体調を崩したときなどに休暇を取りやすい環境、出産・育児休暇期間を経ても復職しやすい体制づくりが非常に大切であると考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律 | 弁護士の私用はともかく、ご家族の私用を頼まれることが多く、大変気を使うし疲れます。事務員ではなく、まるで使用人のような気分です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 法律 | 弁護士と私の2人という個人事務所なので、負担がかかることが多いです。まず、仕事とは関係のない弁護士の話を聞いたり、聞かれれば自分も話さなくてはならないことには、時々疲れます。終業時間になっても弁護士が話を続けるので、帰りたくても帰れず、かといって無駄話を聞いているだけなので、残業代をつけるわけにもいきません。タイムカードがあればいいのですが、残業については自己申告制なので。また、有給休暇は1日もなく、弁護士からも休んでいいという話は聞いたことがありません。弁護士は平日に休みをとることはなく、土日仕事をしているようなので、休むと困るというのは分かりますが、1日だけでも平日に休みをとりたいです。病院などにも行けません。昼休みも、本来1時間のはずですが、弁護士は私が食事をしていても話を続けるし、電話にも出てくれないので、休める時間がありません。いつも、食事をする10～15分間しか昼休みがありません。恋愛について聞かれることがあり、答えたくないことがあります。有給休暇の取得について下で徹底し、弁護士に対して調査してほしいと思います。よろしく願いいたします。 |
| 法律 | 現在の法律事務所は、9:00～17:00が所定の労働時間ですが、17:00に帰れることはありません。早くて17:30～18:00、遅いと19:30～20:00くらいの間です。そして、残業代は一切支払われません。法律の専門家が何人もそろっているのに、サービス残業につき、指摘する者は一人もおらず、むしろ、17:00を過ぎてからも当たり前のように仕事を頼まれます。改善してほしいところは他にもありますが、まずはせめて、法律の最低限は守ってほしいし、保障してほしい。あと、もう一点、弁護士の意識として通常の事務員がやるべきであろう業務と私的な用事との区別があまりないように感じます。例えば、年賀状。事務所あるいは弁護士として出すものでなく、個人として出す場合に、年末のギリギリにあて先のチェックを頼まれて残業をしたり、他にも仕事があるのにお年玉当選番号のチェックをしたりします。これは、事務員としてのやらなければならない仕事なのか正直私は疑問です。                                                             |
| 法律 | 2010年に勤続7年目になりますが、2年目に入ったころから賃金の遅配がはじまり、1年ほど前に2～3ヶ月の遅れだった給与が今では8ヶ月分にもなり、精神的苦痛が大きく、毎日の生活が困難な状況になっている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 法律 | 以前に、一般企業に勤めた経験がありますが、日々、法律事務員の地位の低さ、評価の低さに、あせり、働く意欲をそがれることが多々あります。弁護士と事務員は、病院で言うならば医師と看護師のような関係だと思うのですが、やはり、法律事務職は、国家資格ではないのだからでしょう。本当に報われない仕事だと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 法律 | 現在、本当に弁護士の圧力がひどいです。パワハラそのものだと思います。逆らうと評価につながる。呼び出されてねちねち言われる。大声を上げられる。嫌がらせをされる。たった一人のせいで、事務所全体の雰囲気も変わってしまいました。もっと気持ちの面でのんびり仕事がしたいです。もっと、弁護士会の方から、弁護士に対して「それはパワハラじゃないですか」というような問いかけをしてほしいです。全く自覚をしていないと思うので。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 法律 | 弁護士事務所に勤めていますが、依頼者の利益は守っても、そこで働く事務員の生活保障的な社会保険(健康、厚生)が全く無視されており、時勢柄とても不安になる。一度、社会保険のことを持ち出したことがあるが、所長からは知らないと言われ、あまり言うと、今度は自分の雇用の立場をなくしてしまいかねないので言えない。事務所は、厚・健では、強制適用事業ではないですが、イン弁を10名以上雇えるぐらいなので、職員の補償のことまで考えて欲しい。国民健康保険なので、退職した際、何の手当もないと考えると、病気や事故にあったら生活していけないのではと思うと明るく物事を考えられないことがある。法学部卒にあらねば、人にあらず、といった考えが普段の会話からよく感じられる。                                                                                                                                                                 |
| 法律 | 確実に儲かっているのに事務員のお給料を上げてくれない。残業しても申請しにくい環境。話をする体制を全くとってもらえないところなど、改善してほしいです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 法律 | 有給休暇、退職金の制度について明確にされていないため、有給休暇はとれず、退職金については支給されるようだが規程等は一切告げられていないので不安なのが現状です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律          | <p>社会保険未加入のため、個人で支払う国民健康保険の負担が大きい。雇用主はその額を把握しておらず、支給額＝手取額勘違いしており、全く話にならない。払うべきものを支払うと高卒の新卒と変わらない給料になる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 法律          | <p>一般的にパートにくらべたら十分給与も待遇もよい(世間相場)の다가母子家庭で貯金もロクに出来ず自転車操業的な毎日は精神的につらい。セクハラ・パワハラについて。言いたいけど言えないは多いと思う。どこの事務所でもそれで首になることもよくあるが改善点と思い上司の弁護士は改めて行ってほしい。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 法律          | <p>通勤費が全額支給ではないので、手出しをしないといけないのが辛い。社会保険に加入してほしい。</p> <p>セクハラ・パワハラについて。ボスの言うことは絶対！！であり、もう少しここまで連絡事項として伝えてくれるとスムーズにいくのにということが多々ある。必要以上のことはしないという雰囲気はすぐあるので、弁護士と事務員とのコミュニケーションが取りづらく、とても意見など言えないのでストレスがたまります。</p> <p>同じ事務をしている弁護士の奥様はお給料が私の倍近くあるのに、平気で遅刻してきたりする。雇い主なので仕方ないのかもしれないが、もう少し従業員を大切にしてほしい。</p>                                                                     |
| 法律          | <p>10年経って、ようやく人並みの生活が送れる(貯蓄が出来たり、旅行に行けたり)程度になった。基本が(初任給)薄給すぎる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 法律          | <p>コーヒーを入れてほしいときにコーヒーを入れてくれと言わずに、「〇〇さんキレイになったねえ」とか「〇〇さんかわいいねえ」とか言うのを聞いていて、これはセクハラではないかと気に病んでいるが、言われる本人はさほど嫌な気はしていないみたいなので、そのままにしているのだが、その弁護士は、私には絶対頼まないという点で、私に対するセクハラを感じる。んー、うまく表現できないけど、そういうことを言われたいおばさんにとって、いちいちストレスを感じている。普通に「コーヒー入れて」って頼んでほしい。</p>                                                                                                                   |
| 法律          | <p>電話で相手も怒らせて、電話も途中でカチャンと切るくせに、その後の電話は取り次がないように言われる。事務局ではどう対応してよいか分からないので、散々怒られハイハイと聞くしかない。「今からうちの若い衆を送り込む」と言われたこともある。</p> <p>鉛筆も毎回とがされるし、ホッチキスの芯すら自分で入れない。帰ってきたらすぐお茶を入れないと怒られるし、昼ご飯も買いに行かされる。思ったことを上申しても都合が悪くなると大きな声で怒鳴られ、それ以上発言できなくなる。エレベーターのボタンも自分では押さない(事務員が荷物を持たされるので、両手がふさがっているにも関わらず・・・)。</p>                                                                      |
| 法律          | <p>私たちの仕事は、相談者や依頼者の非常にプライベートな問題に触れ、時にはぶつけようのない怒りや悲しみのはけ口となることも多々あります。「仕事だから」と割り切れることばかりではないので、事務員自身も傷つき、精神的負担を抱える場面に多く出くわすような気がします。私自身も2年前に心身に異常をきたし、心療内科に通ったことがあります。そのとき思ったのは、弁護士会なり、事務員の集会(団体?)にかかりつけの心療内科医や精神科医制度があれば安心して病院に行けるのに…ということです。初めてのことで、どこの病院に行けば良いかわからず、苦勞しました。病院(医院)と連携して紹介してもらえたら、二の足を踏まずにもっと早く治療ができたと思います。精神的に不安定になりやすい仕事だからこそ、メンタルサポートは必須だと思いました。</p>   |
| 会計<br>(税理士) | <p>有給休暇は前の経営者の時代、繰越分からの使用を認めず、新規取得分から消化させられていた。このようないじわるは、本来許されないはずだが、労基署も「そういう解釈もありうる」と言われた。税理士法人の実質的経営者であった社員税理士が顧客と一部の従業員を引き抜き退社し、近くで独立開業した。従業員としては使用者であった者が商売敵になるわけで非常に困惑した。税理士法人制度の趣旨からして、社員税理士が経営責任を放棄した上で、開業するような行為は許されるべきではない。しかし、日税連に問い合わせたら、税理士の世界ではよくあることという答えが返ってきた。懲戒処分を受ける税理士が直前に税理士法人にし、実質的に業務停止の効果を及ぼさないようにしている事例もある。無責任、悪質な専門職からいかに労働者を守るか考えていきましょう。</p> |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会計<br>(税理士) | うちの所長は自分の子供の進学や車の購入などにもない、資金繰りがうまくいっていないようです。その為、仕事でも事務員に聞こえるように「お金がない」とよくグチを言います。実際に賞与を減らされたり、支給が遅れた事もあります。法律・司法関連業種で働く皆様の職場はうちのような小規模な事務所も少なくないと思います。特にそういう事務所では資金繰りに関する事以外でも、所長(先生)には事務所と私的な事との区別をつけていただく事が職員にとって働きやすい職場である為に大切な事だと思います。                                                                                                       |
| 弁護士会        | ○毎年アンケートを提出しているが、日弁連から注意喚起を促す文書が1枚届くだけである。何のためのアンケートなのか、もっと日弁連に影響を与えるような方法がないものか。<br>○収入は現在40歳を超えて400万円台である。これが現在では不況のあおりが有難く思わないといけない金額だろうか。独身だからできることであって、不十分であることは変りがない。国税庁の調査によると40代前半では617万円が平均である。せめて近づけられないだろうか。<br>○かたや残業をするなど言いながら、就業時間外の会館使用については「事務局がいるのは当たり前」という認識のようである。明らかな矛盾であるにもかかわらず、「会館の施設はプレッシャーを感じるのだからやりたくない」という声を聞くとやりきれない。 |
| 執行官室        | とにかく今の職場は居心地が悪いと思います。支部の執行官室ということで、執行官1人、事務員1人なのですが、パワハラと言うのでしょうか、能力的に少し難しい書類を作らせたり、出来なければ他の事務員と比較したり…もう少し楽しい職場であつたらと思います。                                                                                                                                                                                                                        |
| 執行官室        | 長年勤めてまいりましたが、希望が全く持てません。執行官という人間性に対して不可解な思いでいっぱいです。こういう時代だからと泣き寝入りするしかないと感じています。退職後、精神的にも体力的にも、助けなど全くないと今から自覚しております。                                                                                                                                                                                                                              |
| 司法書士        | このアンケートを書くとき仕事のことをふりかえる事ができ、働く事とはいったい何だろうか、という事を考えられます。まずは気持ちよく仕事ができるよう職場環境や労働条件といったものを見つめ直すことは大切な事と思います。少しでも改善できるよう、あきらめずに声を出すことが求められます。「気持ちは前向きに」といきたいところです。                                                                                                                                                                                    |
| 司法書士        | 時給は確かに安い。夫の収入によってやっと生活ができる。しかし、仕事の環境は整っており大変やりやすい。労働者の要望全てをそろえることは不可能であると承知している。不満は多少あるが、それ以上に感謝している。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 司法書士        | 賃金が安すぎ、おまけに国民健康保険だし、残業代はくれないし、不満だらけ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 司法書士        | 司法書士会は事務員向けの研修をきちんと実施してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 司法書士        | 昇給が5年に1度くらいしかない。先生が無神経。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 公証役場        | 退職金制度を安心できる額で確立してもらいたい。公証役場では公証人が退職する毎に書記に退職金を支払うことになっているので、長くても10年に1度は「退職」し、退職金を受け取ることにしています。公証人によって額が違うので、とても不安です。<br>都内と一緒にとは考えておりませんが、都道府別にでも正規職員が安心できるよう考えてもらいたいです。公証役場は他の法律事務所と比べ、考え方が昔のままです。ご理解いただけたらと思います。                                                                                                                                |
| 公証役場        | 立場の弱い者の味方顔をしているが、働く者に対しては横柄であるが何も言えない。基本給をととても低くして手当で10万程度の給料にしているが、賞与は基本給ベースで出す。こんなことが許されていいの。妻を働かせていることにしているが、働いている訳がない。税制優遇されている。ただでさえ高給なのに。                                                                                                                                                                                                   |
| 法テラス        | とにかく賃金が安い。手当が薄いので。せめて年齢×1万円は欲しい                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 法テラス        | 弁護士会と法テラスの協力があまりないように思う。なぜ、色々な情報を共有しようとならないのかなぞ。(制度の相互理解、弁護士データの情報共有など)利用者にとっては、違いがわかりにくいし、もう少しわかりやすい親切な対応をお互いの機関でしていきたいように感じる。                                                                                                                                                                                                                   |

